

建設業魅力発信業務委託仕様書

1 委託業務名

建設業魅力発信業務委託

2 目的

高校生や高校生の保護者が持つ「建設業の3Kイメージ」を払拭するために、県内建設業におけるICT技術の活用事例や建設業で働くやりがい等をテレビ、YouTube等で発信し、もって土木・建築系高校生の県内建設業への就職を促進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 動画制作

- ・テレビ、YouTube、TikTok、Instagram等での発信に最適な形式、長さ及び内容とすること。
- ・動画のタイトルをつけること（複数の動画を制作する場合は、全体を包括したタイトル及び個別動画のタイトルをそれぞれつけること。）
- ・動画の構成は、記者が取材先（県内建設業者の事務所、工事現場等）を訪問する形が望ましい。
- ・記者役は、工業系高校生に人気のある「建設業で働いた経験を有する佐賀県出身のグラビアアイドル兼インスタグラマー」などが望ましい。
- ・工事現場の選定など、県が直接実施した方がよいと思われるものあれば、それを提案すること。

(2) 効果的なメディアを用いての発信

- ・各メディアにおけるPR効果の差異を示した上で効果が高いメディアを選択し、発信すること。（複数選択可）

- ・生徒・保護者への周知の方法を提案すること。
- ・なお、YouTube にあっては、県 YouTube サイトを用いて発信することができる。

(3) DVDの制作・配布

- ・動画を記録したDVDを40部作成すること。
- ・土木・建築系高校（8校）に各3部配布し、残りは建設・技術課に納入すること。

5 スケジュール

- | | |
|------|---------------|
| 7月 | 取材先の選定・調整 |
| ～11月 | 動画撮影、編集、DVD制作 |
| 12月～ | 動画発信、DVD配布 |

6 成果品納入

- ・メディア発信実績・成果報告書 1部
- ・動画を記録したDVD 16部

7 予算の上限

5,082千円を上限とする。

8 留意事項

- (1) 本業務委託の実施のために制作した全てのコンテンツの著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、佐賀県に帰属するものとする。ただし、受託業者の使用を妨げるものではない。
- (2) 受託業者は、テレビ、YouTube、TikTok、Instagram等で映像を使用することについて、取材先から了承を得ること。
- (3) 本業務の実施に当たっては、佐賀県と十分協議し、了承を得ること。